（改正後全文）

子発 0331 第 18 号
令和４年３月 31 日
（改正経過）
こ 支 虐 第 56 号
令和５年５月 26 日
こ 支 虐 第 135 号
令和６年３月 29 日
こ 支 虐 第 234 号
令和７年６月９日
こ 支 虐 第 278 号
令和８年７月２日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長

ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について

標記について、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、別紙のとおり「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和４年４月１日から適用することとしたので、本事業の適切かつ円滑な実施を期されたく通知する。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

（別　紙）

ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱

第１　目的

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として定められ、こども期（18 歳未満）に加え、おおむね 30 歳未満（その状況等に応じ 40 歳未満の者も対象）の者が支援対象となることから、各地域における支援体制のより一層の強化が求められている。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや本人や家族に自覚がないことなどから、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に把握した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

また、こども家庭庁支援局長通知「「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（こ支虐第 265 号令和６年６月 12 日）」では、主に市区町村（特別区を含む。以下同じ。）において、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査（以下「実態調査」という。）の定期的（少なくとも年に１回程度）な実施が求められている。

本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげることができるよう、地方自治体における①実態調査の実施、②ヤングケアラーの早期把握等支援体制の強化を目的とした関係機関職員の研修、③ヤングケアラー・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置、④ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体等との連携、⑤悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援、⑥病院や行政手続における外国語対応通訳派遣支援等といった取組を実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

第２　実施主体

実施主体は、都道府県及び市区町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、第３に定める事業のうち１については、事業の全部又は一部を、当該事業を適切に実施することができると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人（当該年度中に法人化が確実と判断できる場合も含む。以下「各種法人」という。）に委託又は補助をすることができる。２については、各種法人又は都道府県等が適切と認めた団体に、委託又は補助をすることができる。

第３　事業内容

1　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

（1）趣旨

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業は、都道府県等において、学校等を通じて、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査（以下「実態調査」という。）を実施することにより、こども自身がSOSを発信する機会を確保するとともにヤングケアラーを早期に必要な支援につなげる。

また、こども・若者やその家族と関わる機会の多い医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体等（以下「関係機関等」という。）の職員に対して、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施することにより、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握、関係機関の連携、支援の提供に必要な体制の整備を図る。

（2）内容

都道府県等が取り組む事業内容は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じた方法を妨げるものではない。

① 実態調査・把握

市区町村は、こどもの気持ちに寄り添いつつ、こどもの生活実態や家庭環境、担っているケアの状況やこどもが必要としている支援等について、実態調査を実施する。

都道府県は、関係機関等を対象に、条例の制定や計画策定など広域的な支援体制の整備を目的とした調査を実施するほか、主に若者の状況把握を目的とした調査を実施する。

② 関係機関職員研修

都道府県等は、関係機関等を対象に、各地方自治体、教育委員会等が連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期把握のための着眼点、把握後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施する。

③ 実態調査スタートアップ加算

①に記載する調査を定期的に実施し、ヤングケアラーを早期かつ継続的に把握する仕組みを構築するため、調査方法の効率化等を図る。

（3）　方法

①　実態調査・把握

（主に市区町村が実施するもの）

ア　実施方法

主として小・中・高校生世代を対象に実態調査を実施する。（調査対象とする学年等を段階的に拡充することは差し支えない。）

高校生世代への実態調査は、必要に応じて都道府県と連携して実施する。

なお、18歳以上のヤングケアラーへの実態調査は、都道府県単位で把握

することを基本とするが、市区町村による実態調査の対象とすることを妨げるものではない。

調査は、支援を必要とするこどもを把握できるよう、任意の記名式アンケート等により、学校等の関係機関を通じて実施する。無記名調査については、支援を必要とするこどもを把握できる調査の将来的な実施を検討する場合に限り対象とする。

調査の実施に当たっては、ヤングケアラーの把握を目的としたアンケート調査を新たに実施することに限らず、生活実態調査等の既存調査の活用、学校への出張授業を通じた調査、教員等によるこどもとの面談や相談レター等を通じた、こども自身の SOS 発信の機会の確保による把握など、地域の実情に応じた方法での調査等を行うことも可能とする。ただし、いずれの方法においても、こども自身に気づきを促すために、家庭で担っているケア負担等を振り返ることができるような工夫をすること。

イ　項目等

調査項目は、以下の内容を基本とする。調査項目は、こども・若者の年齢等を考慮し、理解しやすい内容とすること。

また、こども・若者の中には、家族の状況を知られることへの抵抗感や、家族のケアを担うことへの肯定的な認識を持つ場合があることへの配慮が必要である。

- 家族のケアの有無（ある場合、その状況（ケアの対象者、頻度、時間等））
- 他者への相談状況
- ケアによる悩み、生活への影響（「自分の時間が取れない」「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」「睡眠が十分に取れない」等）
- 助けてほしいこと、必要としていること（「自由に使える時間が欲しい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」等）
- その他実態の把握、支援策を検討する上で必要とされる事項

ウ　その他

調査の実施にあたっては、以下の点にも留意すること。

- 実態調査の実施にあたっては、こども・若者や家族に寄り添った支援に向け、調査をする目的等についても説明すること。
- こども・若者自身が、調査を通じてヤングケアラーであることを自覚する場合等も想定されることから、例えば、アンケート末尾等に相談先一覧を掲載することや、こども自身が相談しやすい大人を確認することなどが望まれる。
- 都道府県等は、調査によるヤングケアラーの把握状況について、予め

準備し、こども家庭庁からの求めに応じ、提出するものとする。

・ 学校等の関係機関との連携により、ヤングケアラーであるこども・若者を把握した場合には、こども家庭センターやヤングケアラー支援担当部局は、こども・若者自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、具体的な支援策を検討していくこと。

（都道府県が実施するもの）

ア　実施方法

主としてこども・若者の状況把握のための調査や、関係機関等を対象に行う、条例の制定や計画策定など広域的な支援体制の整備を目的とした調査を実施する。

なお、高校生世代への実態調査は、広域的な実施が効率的または効果的と判断される場合などに、市区町村と連携しつつ、都道府県において積極的に調査を行うこと。調査は、アンケート調査又はヒアリング調査など地域の実情に応じた方法により実施する。

また、18 歳以上のヤングケアラーは、ヤングケアラー支援体制強化事業のうち、ピアサポート等相談支援体制の推進を活用するなど、都道府県単位の相談支援体制やピアサポート等を通じて把握することも効果的と考えられる。

イ　項目等

関係機関等への調査項目は、以下の内容を基本とし、今後の課題整理及び解決等に向けた分析に資するものとする。個人を把握する実態調査を行う場合の項目等は、「①主に市区町村が行う実態調査」を参照のこと。

・ ヤングケアラーの概念についての理解度
・ ヤングケアラーに気づくきっかけの理解度
・ こどもは家族介護における「介護力」とみなさないことへの理解度
・ こどもらしい生活のために各機関ができることへの理解度
・ ヤングケアラーを把握した場合のつなぎ先の認知
・ こども・若者育成支援推進法の改正に関する認知度

ウ　その他

都道府県が行った調査等により、ヤングケアラーであるこども・若者を把握した場合には、本人の意向を確認しつつ、こども家庭センターや市区町村のヤングケアラー支援担当部局へつなぐこと。

②　関係機関等職員研修

ア　実施方法

・ 都道府県等は、イに掲げる者をはじめ、幅広く研修等に参加させるよう努めること。
・ 都道府県等は、講師の選定にあたって、ヤングケアラーに関する幅広

い知識を有している者（有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等）の招聘、外部機関研修への参加等、地域の実情に応じた方法により実施すること。

・ 都道府県等は、地域におけるヤングケアラーの支援において重要な役割を担っている関係機関等職員の研修、相互連携など実践的な研修を実施するとともに、必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）やヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を関係機関等に配付する等の活用を図ること。

イ　対象

関係機関等に従事する者であり、具体的には、以下の機関の職員や専門職が想定される。これに限らず、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の構成員をはじめ、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることもできる。

・ 都道府県等の児童福祉、母子保健、介護・高齢者福祉、若者支援、障害者福祉、生活保護（生活困窮）等の担当部局
・ こども家庭センター
・ 子ども・若者総合相談センター
・ 児童相談所
・ 児童福祉司、児童心理司
・ 児童福祉施設
・ 福祉事務所
・ 子ども・若者総合相談センター等の若者支援機関
・ 生活困窮者自立支援機関等
・ 社会福祉協議会
・ 民生委員、主任児童委員、児童委員
・ 地域包括支援センター
・ 基幹相談支援センター
・ 介護保険事業者
・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
・ 訪問介護員（ホームヘルパー）
・ 相談支援専門員
・ 生活保護担当ケースワーカー
・ 市町村保健センター
・ 保健所
・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
・ 医療ソーシャルワーカー

・ 精神保健福祉センター
・ 訪問看護事業者
・ 教育委員会
・ 学校
・ 教員（養護教諭を含む）
・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援スタッフ
・ 司法関係機関
・ こども食堂、学習支援教室等のこども・若者の居場所となる機関
・ 日本語学習支援機関
・ 就労支援機関
・ その他民間企業、支援者団体等

ウ　項目等

研修等の実施項目は、以下の内容が考えられる。なお、実施にあたっては、参加者が各地域において独自に研修を実施できる人材となるよう、人材育成の観点も踏まえて実施することが望ましい。

・ 子ども・若者育成支援推進法の改正に関すること
・ ヤングケアラーについて理解を深めること
・ ヤングケアラーを早期に把握するための着眼点
・ 相談・支援の際に配慮する事項
・ 関係機関等の相互連携スキーム（つなぎ方を含む。）
・ 関係機関等職員によるグループワーク演習
・ その他福祉サービス、家族のケア等に関する事項 等

③　実態調査スタートアップ加算

ア　実施方法

地域の実情に応じた方法により実施するものとするが、調査の効率化に資する取組としては、以下のようなことが考えられる。

・ 調査方法のＩＣＴ化（Web フォーム、アプリの作成など）
・ 調査結果の集計や分析などの自動化
・ 調査結果に関する関係機関とのデータ連携
・ 調査スキームの構築や分析作業を担う職員の配置
・ 外部有識者との連携による調査表の作成など

イ　留意事項

当該加算については、１自治体当たり原則として通算１回のみ申請可能とする。

2　ヤングケアラー支援体制構築事業

（１）趣旨

ヤングケアラー支援体制構築事業は、都道府県等において、関係機関等とのつなぎ役となるコーディネーターの配置、相談窓口の整備のほか、他の当事者や元当事者の交流を目的としたピアサポートやオンラインサロンの設置、外国語対応通訳派遣支援等といった取組を実施することにより、ヤングケアラーの支援体制の構築を図るものである。

（２）内容

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置

都道府県等は、ヤングケアラーを把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、関係機関等と連携して相談・支援を行う等、適切な機関へのつなぎを担うコーディネーターを配置する。

②　ピアサポート等相談支援体制の推進

都道府県等は、ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口の整備や、ピアサポート等を実施する。

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

都道府県等は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる場所として、ＳＮＳやＩＣＴ機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

④　外国語対応通訳派遣支援

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、ヤングケアラーの通訳に頼らずとも病院や行政等の手続を行えるようにするため、通訳を派遣又は配置支援を実施する。

（３）方法

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ア　配置

都道府県は、市区町村のヤングケアラー支援担当部局等や関係機関等からの相談やサポートに適した場所に配置すること。

市区町村は、こども家庭センターへの配置を中心とし、その他、教育部局等の関係機関等との連携に適した場所に配置すること。

なお、コーディネーターは常勤又は非常勤として配置する方法のほか、必要に応じて各種法人又は適切と認めた団体から助言や支援を得る形で委託することも差し支えない。また、地域の実情に応じて、「ヤングケアラー・コーディネーター」以外の名称をして、配置することを妨げない。

イ　要件

コーディネーターは、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。ただし、地域の実情に応じて、都道府県等が本事業を適切に行うことができると認めた者を配置することができる。

・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、教員免許状取得者、保育士、こども家庭ソーシャルワーカー等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
・ 介護支援、生活支援業務に３年以上従事した者

ウ　役割

都道府県等のヤングケアラー・コーディネーターが担う役割は、以下のことを基本とし、地域の実情に応じた役割を担うこと。

（ア）　相談支援・助言等

都道府県のコーディネーターは、管内の市区町村や関係機関等、本人や家族からの相談等からのヤングケアラーに関する相談に対し、助言を行うこと。なお、市区町村がコーディネーターを配置するまでの間、都道府県のコーディネーターを市区町村に派遣し、本来市区町村が担うべき個別支援を行うことも差し支えない。また、18 歳以上のヤングケアラーへの支援に当たっては、都道府県のコーディネーターが個別相談業務も含めて担うことが望ましい。

市区町村のコーディネーターは、実態調査や関係機関等を通じて、ヤングケアラーであるこども・若者を把握した場合には、本人の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、相談支援・助言等を行うこと。その際、ヤングケアラーが担っているケアの軽減等のために外部サービスによる代替等が必要な場合においては、介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整を行う等、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスや就労支援サービスのほか必要な支援につなげること。

（イ）　研修等

コーディネーターは、地域の関係機関等を対象にした研修や、こども・若者を対象にした出張事業など、ヤングケアラー支援の普及啓発に資する研修等を実施すること。また、自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。

なお、研修実施に要する費用は、ヤングケアラー支援体制強化事業における、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業を活用されたい。

（ウ）　関係機関等との連携等

ヤングケアラーを多機関で支援していくため、教育、就労、福祉等の関係部署や、地域の居場所、学習支援、ピアサポート等の支援者団体等との関係性や連携支援体制を構築すること。必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を活用されたい。

エ　加算

（ア）　都道府県における 18 歳以上のヤングケアラーへの個別相談支援加算

都道府県において、進学や就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、18 歳以上のヤングケアラーへの個別相談支援を担うヤングケアラー・コーディネーターを配置する場合。なお、その要件及び役割は（３）①イ、ウに準じること。

（イ）　訪問支援員配置加算

都道府県等において、実態調査の回答結果や関係機関等からの連携をきっかけとして、こども・若者や家族等との訪問等による面談やアセスメント、相談支援を行う訪問支援員を配置する場合。なお、訪問支援員の配置加算は、本事業においてヤングケアラー・コーディネーターを配置済みの自治体においてのみ活用可能。（本事業を活用することなく自治体において独自にヤングケアラー・コーディネーターを配置している場合にあっては、訪問業務を担う職員の配置にあたり、まずは本事業の「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」を活用すること。）

②　ピアサポート等相談支援体制の推進

ア　相談支援の推進

都道府県等は、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制を構築するため、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む)、家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体等と連携し、ヤングケアラー本人やその家族等からの電話相談、ＳＮＳ相談等へ対応し、傾聴を行い、必要に応じて、コーディネーター、関係機関等と連携し、適切なサービスにつなげる 。

イ　ピアサポート機能の整備

都道府県等は、様々な境遇のヤングケアラーが集い、他の当事者や元当事者との交流を深めることを目的として、ピアサポートを実施する場合においては、本事業を実施することができる支援者団体等と連携すること。なお、18 歳以上のヤングケアラーを対象とする場合においては、都道府県単位等の比較的広域での開設が望ましい。

ウ　加算

ピアサポート等相談支援体制の推進について、次に掲げる内容を加えて実施した場合は、それぞれ、基準額の加算を行うことができる。

（ア）　キャリア相談支援加算

進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合。

なお、ヤングケアラーは 18 歳を超えても進学や就職、仕事と介護の両立等、本人の置かれた状況に応じた悩みを持つと考えられるため、相談体制の構築に当たっては、関連する相談への対応経験等を有する、キ

ャリアコンサルタント等の有資格者や、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラー）が所属している支援者団体等と連携することが望ましい。

（イ） イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合。

実施に当たっては、ヤングケアラー同士、ヤングケアラーと元ヤングケアラーや、その家族等が交流できるイベントの開催等により、ヤングケアラー自身のレスパイトや、新たな将来の選択肢を見出す機会を提供することが望ましい。

エ　支援対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

ア　設置・運営、支援

都道府県等は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、ＳＮＳやＩＣＴ機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行う。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、参加者の容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、その心情に配慮した仕組みを講じること。

イ　利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等

ウ　実施回数

定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

エ　その他

- ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。
- オンラインサロンの設置・運営にあたっては、ＳＮＳやＩＣＴ機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。
- 利用者の利便性を踏まえ、オンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて、対面とのハイブリッド形式でサロンを行うことを妨げない。
- 都道府県等は、本事業の実施にあたって、ＳＮＳやＩＣＴ機器等を活用したオンラインサロンについて、同一機関において、ヤングケアラ

ーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談やＤＶ等に関する相談についても併せて対応している場合、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

④　外国語対応通訳派遣支援

ア　派遣又は配置

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、日常生活を送るために必要な病院や行政等の手続に関し、ヤングケアラーによる通訳に頼っている又はその可能性がある場合、通訳を手続場所に派遣又は同行させることができる。

また、ヤングケアラーの相談窓口等に、都道府県等が、通訳を適切に行うことができると認めた者をオンライン、オフライン問わず配置することもできる。

イ　利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者

ウ　利用回数

地域の需要を考慮し、その実情に応じて判断すること。

エ　その他

ヤングケアラー又はその家庭に属さない者等が本事業を不正に利用することの無いよう、対象者ごとの利用実績を保管すること。

第４　留意事項

１　本事業は、都道府県等が家事や家族のケアなどを行っているこども・若者の支援を主として、実施する場合において、それに要した費用を補助の対象とする。

２　本事業について、地域の実情に応じて、その全部又は一部を実施することができるものとする。

３　本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、予め準備し、こども家庭庁からの求めに応じ、提出するものとする。

４　ヤングケアラー支援に当たっては、本事業とその他の事業（※）などを組み合わせて実施することが効果的である。

※①　子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

②　支援対象児童等見守り強化事業

市町村又は都道府県がこども宅食を行う民間団体等へ委託又は補助を行い、支援ニーズの高いこども等の状況把握や見守りを行うことで支援につなげる

ための体制の強化を図る。

③　相談支援体制強化事業

こども家庭センター等に、こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当職員や、公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置することで、こどもがアクセスしやすい環境整備を図るとともに、こどもの支援ニーズに応じた相談支援を実施する体制の整備を図る。

④　地域こどもの生活支援強化事業

多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。また、行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

⑤　虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援

都道府県及び指定都市において、若者世代に対して寄付等に基づく生活支援物資をアウトリーチ型で提供することにより困難に直面する若者等とのつながりを構築・維持し、困難に直面する若者等の内支援を必要とする者を必要な相談支援へとつなげる。若者世代のヤングケアラーへの配食として活用可能である。

5　本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。

第５　個人情報の保護

1　都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、本事業に携わる関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

2　本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

3　なお、本事業を実施する都道府県等が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

第６　経費

本事業に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。